

# 伊佐市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成23年11月18日(金) 午前8時50分から9時25分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (18人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 7番 8番

9番 11番 12番 13番

14番 16番 18番 19番

4. 欠席委員 (3人)

欠 席 者 10番 15番 17番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

18番委員 19番委員

第2 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第4号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地係長

振興係長 振興係書記

開始時間 午前 8時50分

事務局

おはようございます。  
会議の前に取り下げが1件ありましたので、報告させていただきます。  
20ページの議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る意見決定についてであります。整理番号3番、IMさん、NMさんの3条については取り下げをしたいということで申請がありましたので、報告させていただきます。  
よろしく願いいたします。

事務局長

おはようございます。  
皆さんお揃いのようなので、ちょっと早いですけれども、始めたいと思います。  
それでは、平成23年度第8回農業委員会総会を開催いたします。  
姿勢を正してください。一同礼。

議長

おはようございます。  
今回は、議案は少ないようすけれども、あと遊休農地の対策等につきましてでございますので、早速、議事にはいりたいと思います。  
本日は、10番委員、15番委員、17番委員、3人より欠席届が出ております。  
従いまして、現在18人であります。  
定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年度第8回農業委員会総会提出案件を審議いたします。  
本日の議事録署名委員を指名いたします。  
18番委員と19番委員をお願いいたします。

議長

諸般報告。  
報告1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を求めます。  
事務局。

事務局

報告、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、農地法第

事務局	<p>3条の使用貸借権の解約並びに農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約について、ご報告いたします。</p> <p>資料の1ページから5ページになります。農地法第3条の解約が1件、利用権の合意解約が15件ありましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>事務局の報告が終了しましたので、只今から議事にはいります。</p> <p>議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転分についてご説明いたします。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>あっせんによる所有権移転ですが、整理番号1番につきまして、譲渡人は伊佐市菱刈川北にお住まいのK O氏です。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口下殿、YN氏70歳、自治会は包ノ原で、耕作面積は23,353㎡です。</p> <p>土地の所在地は、伊佐市大口下殿他3筆、地目はすべて田、面積は合計で3,894㎡です。</p> <p>権利の種類は、売買による所有権移転で、あっせん委員として2番委員、16番委員にお願いいたしました。</p> <p>整理番号2の譲渡人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのSO氏です。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈川北、KK氏、69歳、自治会は前目下です。耕作面積は16,292㎡です。</p> <p>土地の所在地は、伊佐市菱刈下手、地目は田、面積は1,136㎡です。</p> <p>権利の種類は、売買による所有権移転で、あっせん委員として2番委員、16番委員にお願いしました。</p> <p>続きまして利用権設定につきまして19-2ページの利用権設定総括表によりご説明いたします。</p> <p>期間は2年11カ月から10年5カ月で、面積の合計は、田80,219㎡、畑34,221㎡の合計114,440㎡です。</p> <p>利用権の設定をする者の数40人、設定を受ける者の数29人です。</p>

事務局	<p>土地の明細書等につきましては、7ページから19ページの整理番号1番から40番のとおりですので、ご覧ください。</p> <p>以上、皆さまのご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案の説明が、終わりました。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>質疑は、ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なしの声、多数あり。)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決を行ないます。</p>
議長	<p>議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について原案通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって議案第1号は、原案の通り決定をいたします。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、を議題といたします。</p> <p>当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が2件出されております。</p> <p>当委員会の審議を行ないます。</p> <p>事前に現地調査を行なっておりますので担当委員の報告を求めます。</p>
議長	<p>整理番号1番について、19番委員、お願いします。</p>
19番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1について、去る11月17日、昨日ですが、現地調査を行ないましたので、19番が報告をいたします。</p> <p>申請人 KSさんは、伊佐市大口青木に居住され自治会は多々良石でありまして、年齢は53歳であります。</p> <p>渡人のTKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、自治会は駅前で、年</p>

- 19番委員 年齢は55歳であります。
- 受人 KSさんの姉さんにあたります。
- 申請地は、伊佐市大口青木字野牟田原の2筆であります、地積は1,272㎡で、売買であります。
- 受人の経営面積は、3,859㎡で取得可能面積であります。
- 農作業従事者は2人で、通作距離は自宅から500メートル位でごく近い場所にありまして、圃場整備をされた水田で、周囲もほとんど田んぼであります。
- 経営意欲は充分ありまして、農機具もほとんど完備をされております。
- 以上のような理由により、当申請地は農地法上問題ないと思われまので許可相当と思われま。
- 添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 続きまして、整理番号2番につきまして、4番委員お願いします。
- 4番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る12日、現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。
- 申請人の受人TOさんは、大口平出水に居住され、34歳で、自治会は平出水中央であります。
- 渡人ISさんは、熊本市長嶺東に居住されております。
- 申請地は、大口平出水字宮ノ脇の畑585㎡であります。現況は不耕作地の荒地であります、ここにお茶を植えたい計画であります。
- 申請地の位置は、H小学校の西側で、県道から少し入り込んだ自宅裏の高台にありまして、南と西側が畑、北側が道路、東側が高土手となっております。
- 受人の経営面積は、6,413㎡で、農作業従事者は、2人であります。
- ちなみに、受人は、有機農業をしています有限会社Oの後継者といたしまして6月に新規就農し、農機具等は会社のものを使用いたしております。
- なお、有限会社Oの所在地は、大口宮人にございます。
- 以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当

- 4 番 委 員 | しないものと思われるので、許可相当と思われます。  
添付書類といたしまして、全部事項証明書と位置図が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議 長 | 只今、担当委員の報告が終わりました。  
申請件数 2 件の報告について、質疑討論はありませんか。  
  
(質疑なしという声多数あり)
- 議 長 | ないようですので、これで質疑討論を終わります。
- 議 長 | お諮りいたします。  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見でございますが、これに承認することに賛成の方、挙手を求めます。  
  
(全員挙手)
- 議 長 | 全員賛成であります。  
よって議案第 2 号は、2 件許可することに決定をいたしました。
- 議 長 | 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。  
当委員会に対し農地法第 5 条の規定による許可申請が 7 件出されており、当委員会の審議を行ないます。  
事前に現地調査を行なっておりますので担当委員の報告を求めます。  
整理番号 1 番、2 番、3 番、4 番につきましては関連がございますので 7 番委員、一括して報告をお願いいたします。
- 7 番 委 員 | 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号 1 番から 4 番まで借り人が同一人ですので 7 番が一括して調査結果を報告します。  
現地は、10 月 17 日、7 番、9 番、18 番の 3 委員で調査した住友金属鉱山株式会社菱刈鉱山がボーリングする場所と同一地域で、資材運搬のための仮設道路設置が目的の一時転用です。

7 番 委 員

このことについては10月の調査時、資材運搬について質問した際、農道まで水田を借りて仮設道路を造るとのことでしたので、一時転用が必要である旨指導し計画を聴取し、現地を確認し、3人で協議し一時転用に問題はないと判断しました。

申請地1番が、菱刈川北字久保山外1筆で地目田、面積1,231㎡、貸人TNさん、住所は菱刈川北です。

申請地2番が、菱刈川北字久保山で地目田、面積778㎡、貸人ASさん、住所は菱刈川北です。

申請地3番が、菱刈川北字久保山で地目田、面積3,129㎡、貸人TTさん、住所は菱刈川北です。

申請地4番が、菱刈川北字久保山で地目田、面積357㎡、貸人MKさん、住所は菱刈川北です。

4申請地全てが接続しており、ボーリングする場所から道路まで最短の場所となっています。

転用の期間は11月1日から4月30日となっています。

ボーリング資材置場の転用期間と同じになっています。

11月1日に確認しましたが、申請地は水稻の収穫もすべて終り、来年の作付けには転用も終了し、現状復帰しており支障はありません。

貸人とは、土地賃貸借契約書が締結されています。

以上のことから一時転用に問題ないと判断しました。

添付書類として、事業計画書、被害防除計画書、土地賃貸借契約書、地積図が添付してあります。

以上で報告を終わります。

各委員の皆様の審議をよろしくお願いします。

議 長

続きまして、整理番号5番について3番委員お願いします。

3 番 委 員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、3番委員が報告いたします。

去る11月16日、現地を確認いたしました。

申請地は、旧JA伊佐の目丸支所の南側に位置して、現況は雑種地となっているようです。

申請の目的は、車両置場として利用したいということで、譲渡人JMさんより、篠原のMTさんが、売買で所有したいということです。

面積は、1,986㎡で、現地を確認したときに2種農地になるのではないかと判断したところであります。

- 3 番 委 員 添付書類として、東土地改良区の意見書並びに隣接地の同意書等も添付されております。
- で、許可相当ではないかと思われます。
- 委員の皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。
- 議 長 続きまして、整理番号6番について、6番委員お願ひします。
- 6 番 委 員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号6番について、11月14日に、受人のKTさん立会いのもと、調査を行ないましたので6番が報告いたします。
- 受人のTKさん85歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は下目丸です。
- 申請地は、大口目丸字出吉原、田25㎡を、薩摩川内市樋脇町塔之原にお住まいのJMさんから、10年前に購入され名義変更をされずに工事をし、排水路として利用して現在に至っており、今回その排水路が通っている場所を自動車置場にされるという事で5条申請されるものです。
- 以上のような状況で、特に問題はないと判断しました。
- ご審議方よろしくお願ひします。終ります。
- 議 長 続きまして、整理番号7番につきまして、5番委員お願ひします。
- 5 番 委 員 農地法第5条許可申請について、3号7番について発表いたします。
- 調査年月日、11月15日。14番委員、20番委員、5番それと受人の立会いのもと調査いたしました。
- 申請人MMさん、譲渡人IMさん、兄弟の関係でございます。
- 現在IMさんは、始良市始良町平松に居住され、受人のMMさん、菱刈荒田に居住され公民館は青木元でございます、50歳です。
- 申請地 菱刈荒田字名折3038番地、面積田1,021㎡、転用目的、雑木林です。
- 申請地は、登記簿上は田であります、現況は山林でございます。
- なお、雑木林になった年月日は、昭和62年頃になったという事で、隣接地は圃場整備をされていて、その圃場整備からはずれている地目でございます。
- 付近は、雑木林と、竹山という事で、ほとんど農地に復旧するような



- 5 番 委 員 現状ではございませんでした。
- 農地区分は2種農地で、その他の農地というような形になっております。
- 現況は、雑木林でございまして、杉が見たところでは30年から40年ぐらいになっているのではないかとと思われる杉が立っております。
- 今回は、現状のままで、雑木林をそのままの状況で管理をしたいと申請をされたものでございます。
- 周囲は、山に囲まれています。一部は北側に水田もあるわけですが、水田との距離は、130メートル位はあるため、農地には影響はないと判断いたしました。
- 3人の意見としましては、元の農地に返すのは不可能と判断をいたしました。
- 添付書類として、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、始末書が添付されております。
- 以上でございます、委員の審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 整理番号5番について、事務局より補足説明をお願いします。
- 事 務 局 今回、新農地法になりまして、農地区分の区分が大変難しい状況になってきております。
- この5番につきましては、10ヘクタール以上の集団農地である1種農地として判断するについては、隣接農地との高低差が3～4メートルと大きいと、独立した農地であると判断して、農地区分は第2種その他の農地であると判断いたしました。
- そのために、集落内に居住していなくても、車両置場、その他資材置場として転用が認められる事になります。
- 第1種農地については、転用については原則不許可となっておりますので、そのために第2種農地と判断した次第でございます。
- ご了承のほどをよろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、報告が終わりました。
- この7件につきまして、質疑討論はありませんか。
- (質疑なしの声、多数あり。)
- 議 長 質疑討論がないようですから、これで質疑討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定については、許可相当という意見です。  
これに承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい、全員賛成であります。  
よって議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、7件許可ということに決定をいたしましたので、25日開催の県農業会議に諮問をいたします。

議 長 議案第4号 非農地証明願について、を議題といたします。  
当委員会に対しまして、非農地証明願申請が1件出されております。  
これについて、審議を行います。  
現地調査の報告を求めます。

議 長 整理番号1番について、12番委員お願いします。

12番委員 議案第4号 非農地証明願1番を12番が報告いたします。  
これは、去年、調査されて調査済みでございます。  
申請人TDさん、荒田上です。  
相続人代表FDさん、申請地は、伊佐市菱刈荒田字餅ヶ丸です。  
場所は、MKさんの家より北西へ300メートル位のところで、大峰という集落でございます。  
申請理由は、耕作不便で不耕作地となり原野化しております。  
周囲の状況は、東西南北すべて山林であり、耕作できる状況ではありません。  
非農地となった時期は、昭和61年4月1日頃であります。  
申請地の現況は、全部山林となっております。  
従いまして、農地属性は喪失しております。また、農地への復旧は容易ではないと判断いたしました。  
字図、全部事項証明書、非農地証明願すべて揃っております。  
14番、17番、12番3人で協議いたしまして、許可相当かと思われます。  
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

1 2 番委員 1 2 番が報告をいたしました。

議 長 ただいまの報告に、質疑討論はありませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議 長 質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。  
お諮りいたします。  
議案第 4 号 非農地証明願については、農地法第 2 条第 1 項の農地に  
該当せず、非農地とすることに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成であります。  
よって議案第 4 号 非農地証明願は、1 件、農地法第 2 条第 1 項の非  
農地とすることに、同意する意見を附して送付することにいたします。

議 長 以上をもちまして議案採決を終了いたします。  
その他、月例報告にはいります。

事 務 局 月例報告  
始良・伊佐地区農業委員研修の件  
農地法申請書提出期限について

事 務 局 以上で平成 2 3 年度第 8 回農業委員会総会を終了いたします。  
姿勢を正してください。一同礼。

終了時間 午前 9 時 2 5 分

総会終了後、遊休農地対策検討会を開催し、遊休農地対策について協  
議される。

最終終了時間 午前 1 0 時 1 0 分